

議員派遣について

地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により次のとおり議員を派遣する。
ただし、議決した内容に変更を生じた場合は、議長において内容を変更し、決定することができる。

令和7年10月2日提出

記

東海地区競艇主催地議会協議会臨時総会

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 津市
- (3) 派遣期間 令和7年10月31日(1日間)
- (4) 派遣議員 岩田玲子議員